

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名             |
|-------|------------------|
| 15    | 介護保険の資格・給付に関する事務 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上野原市は介護保険の資格・給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

上野原市長

## 公表日

令和5年12月11日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 介護保険の資格・給付に関する事務  |
| ②事務の概要                   | 介護保険法等の規定に則り、<br>介護保険の被保険者資格、受給台帳、給付実績の管理を行う。<br><br>特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する<br><br>①申請書や届出書に関する確認<br>②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会<br>③保険料賦課における特別徴収対象者の確認<br>④被保険者の資格記録の管理<br>⑤介護給付等の支給事務 |
| ③システムの名称                 | 介護保険システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム   |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 介護情報ファイル                 |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項<br>別表第一 68項  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>  |
| ②法令上の根拠                  | 番号法第19条第8号及び別表第二<br>(照会できる事務)・・・項番93,94<br>(情報提供できる事務)・・・項番1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56-2,58,61,62,80,87,88,90,94,95,117   |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 福祉保健部長寿介護課  |
| ②所属長の役職名                 | 長寿介護課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
|                          |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 上野原市役所福祉保健部長寿介護課<br>〒409-0112 山梨県上野原市上野原3163番地 電話番号 0554-62-3128  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | 上野原市役所福祉保健部長寿介護課<br>〒409-0112 山梨県上野原市上野原3163番地 電話番号 0554-62-3128  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                   |  |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年4月1日 時点       |  |
| 2. 取扱者数                                |                   |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]        | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年4月1日 時点       |  |
| 3. 重大事故                                |                   |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]          | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類   |   |  |
|---|---|--|
| [ 基礎項目評価書 ]   |   | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)  |   |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用  |   |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>                            |   |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か   | [ ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span> |   |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か  | [ ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>                                |   |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去   |   |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 監査   |   |  |
| 実施の有無   | [ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ <input checked="" type="radio"/> ] 外部監査 |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発   |   |  |
| 従業者に対する教育・啓発  | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目             | 変更前の記載                                      | 変更後の記載                                      | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|----------------|---|---|------|-----------|
| 平成29年6月30日 | Ⅱ-1 いつ時点の計数か   | 平成26年10月1日 時点                               | 平成29年4月1日 時点                                | 事後   |           |
| 平成29年6月30日 | Ⅱ-2 いつ時点の計数か   | 平成26年10月1日 時点                               | 平成29年4月1日 時点                                | 事後   |           |
| 平成30年6月30日 | I-5-② 所属長      | 長寿健康課長 久島 和夫                                | 長寿健康課長 上條 昭仁                                | 事後   |           |
| 平成30年6月30日 | I-7 請求先        | 上野原市役所福祉保健部長寿健康課 〒409-0192 山梨県上野原市上野原3832番地 | 上野原市役所福祉保健部長寿健康課 〒409-0112 山梨県上野原市上野原3163番地 | 事後   |           |
| 平成30年6月30日 | I-8 連絡先        | 上野原市役所福祉保健部長寿健康課 〒409-0192 山梨県上野原市上野原3832番地 | 上野原市役所福祉保健部長寿健康課 〒409-0112 山梨県上野原市上野原3163番地 | 事後   |           |
| 平成30年6月30日 | Ⅱ-1 いつ時点の計数か   | 平成29年4月1日 時点                                | 平成30年4月1日 時点                                | 事後   |           |
| 平成30年6月30日 | Ⅱ-2 いつ時点の計数か   | 平成29年4月1日 時点                                | 平成30年4月1日 時点                                | 事後   |           |
| 令和1年6月30日  | I-5-② 所属長      | 長寿健康課長 上條 昭仁                                | 長寿介護課長                                      | 事後   |           |
| 令和1年6月30日  | I-7 請求先        | 上野原市役所福祉保健部長寿健康課 〒409-0112 山梨県上野原市上野原3163番地 | 上野原市役所福祉保健部長寿介護課 〒409-0112 山梨県上野原市上野原3163番地 | 事後   |           |
| 令和1年6月30日  | I-8 連絡先        | 上野原市役所福祉保健部長寿健康課 〒409-0112 山梨県上野原市上野原3163番地 | 上野原市役所福祉保健部長寿介護課 〒409-0112 山梨県上野原市上野原3163番地 | 事後   |           |
| 令和1年6月30日  | Ⅱ-1 いつ時点の計数か   | 平成30年4月1日 時点                                | 平成31年4月1日 時点                                | 事後   |           |
| 令和1年6月30日  | Ⅱ-2 いつ時点の計数か   | 平成30年4月1日 時点                                | 平成31年4月1日 時点                                | 事後   |           |
| 令和2年6月30日  | Ⅱ-1 いつ時点の計数か   | 平成31年4月1日 時点                                | 令和2年4月1日 時点                                 | 事後   |           |
| 令和2年6月30日  | Ⅱ-2 いつ時点の計数か   | 平成31年4月1日 時点                                | 令和2年4月1日 時点                                 | 事後   |           |
| 令和3年9月1日   | Ⅱ-1 いつ時点の計数か   | 令和2年4月1日 時点                                 | 令和2年4月1日 時点                                 | 事後   |           |
| 令和3年9月1日   | Ⅱ-2 いつ時点の計数か   | 令和2年4月1日 時点                                 | 令和2年4月1日 時点                                 | 事後   |           |
| 令和3年9月1日   | I. 4. ②法令上の根拠中 | 番号法第19条第7号                                  | 番号法第19条第8号                                  | 事後   |           |
| 令和4年12月7日  | Ⅱ-1 いつ時点の計数か   | 令和2年4月1日 時点                                 | 令和4年4月1日 時点                                 | 事後   |           |
| 令和4年12月7日  | Ⅱ-2 いつ時点の計数か   | 令和2年4月1日 時点                                 | 令和4年4月1日 時点                                 | 事後   |           |
| 令和5年12月11日 | Ⅱ-1 いつ時点の計数か   | 令和4年4月1日 時点                                 | 令和5年4月1日 時点                                 | 事後   |           |
| 令和5年12月11日 | Ⅱ-2 いつ時点の計数か   | 令和4年4月1日 時点                                 | 令和5年4月1日 時点                                 | 事後   |           |
|            |                |   |   |      |           |